

産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 電力SWG（第11回）議事要旨

日時 : 令和3年2月15日（月）9時30分～12時00分

出席者 :

（座長）	渡辺 研司	名古屋工業大学大学院
（委員）	有村 浩一	JPCERT/CC
	稲垣 隆一	稲垣隆一法律事務所
	江崎 浩	東京大学大学院
	大崎 人士	産業技術総合研究所
	大友 洋一	電気事業連合会
	門林 雄基	奈良先端科学技術大学院大学
	桑名 利幸	情報処理推進機構
	新 誠一	電気通信大学
	高倉 弘喜	国立情報学研究所
	谷口 浩	東京電力ホールディングス株式会社
	都筑 秀明	日本電気協会
	手塚 悟	慶應義塾大学
	新田 哲	JFE ホールディングス株式会社

議題

1. 大手電気事業者のサイバーセキュリティ対策について
2. 新規プレーヤーのサイバーセキュリティ対策について

要旨

1. 大手電気事業者のサイバーセキュリティ対策について

- (1) 「大手電気事業者の実態把握について」を事務局より説明。

- (2) 「大手電気事業者のサイバーセキュリティ対策状況の実態把握」に関する評価結果」を電気事業連合会より説明。
- (3) 「米国電気事業者のセキュリティ対策状況調査について」を事務局より説明。
- (4) 自由討議
- 大手電気事業者のサイバーセキュリティ対策状況の実態把握は良い取組であり、継続的な改善のためには今後も実施し続けることが重要である。
 - 継続的にアセスメントを実施する上で、実施担当者の交代等によって評価の基準や結果が変わってしまう可能性がある。評価のノウハウを共有できる場があるとよい。
 - こうしたアセスメントを実施する意義や継続の必要性を経営層に理解してもらうことが重要。
 - 電力分野を取り巻く環境の変化に対応して、アセスメントの対象範囲を拡大できると良い。

2. 新規プレーヤーのサイバーセキュリティ対策について

- (1) 「小規模発電設備等におけるサイバーセキュリティ対策について」を事務局より説明。
- (2) 自由討議
- 系統連系技術要件の対策実装例のような指針を示す方針に同意する。ただし、実装例を示すという取組以外にも、セキュリティ対策の重要性を啓発する取組や、経営層の理解を深めるための取組も必要である。
 - 業界団体と協力し、発電種別毎のガイドライン等を作成するようなやり方も考えられるのではないか。系統への影響が大きい設備から優先して作成することが望ましいだろう。
 - 小規模発電事業者には多くの事業形態が存在するため、役割や能力、事業者間の関係性等の整理軸を考慮した検討が必要である。
 - 小規模発電は FIP 制度への移行における重要な論点である。特に蓄電池のような分散電源を含むシステムでは機器認証も論点とすべきではないか。
 - より一般化した視点からは、サイバー空間上でのデータの授受に関する議論に基づき、安全安心にデータのやり取りができるサイバー空間を構築できるとよいと

言えるだろう。

(3) 「新規プレーヤーのサイバーセキュリティ対策確保の方策について」を事務局より説明。

(4) 自由討議

- 最上位のアグリゲーターに責任を集中させるという整理について、それぞれが別個のシステムを用いる際にどこまで実効性があるか懸念している。
 - 今回は法体系の面からの報告であるが、ERAB セキュリティガイドライン上に記載のある教育プログラム等も考慮した上で、実効性を高めるための取組については引き続き議論させていただきたい。
- システムのクラウドへの依存度が上がってきていると認識している。ネットワークトラブル発生時に連絡手段を喪失するような事態を懸念しており、クラウドに障害等が発生した際の電力系統への影響も評価されたい。
 - ERAB セキュリティガイドラインにおいても、重要な観点として考慮された点である。具体的な基準策定の際にも再度確認をしたい。
- 「小売電気事業者のためのサイバーセキュリティ対策ガイドライン」の公表について了承をする。
- ガイドライン等を作成する際には、具体的な基準や対策の選択肢を提示することが重要である。情報過多とならないよう記載の粒度にも留意する必要がある。

(以上)

お問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748